

# 公の施設(指定管理者施設)のあり方検討調査表

施設名	テクノプラザ愛媛
-----	----------

## 1. 施設の概要

所在地	松山市久米窪田町337番1	所管課	産業創出課
設置年月	平成3年4月1日 (施設設置後 18 年 0 月経過(平成21年4月1日時点))		
指定管理者名	(財)えひめ産業振興財団	県の出資額 (出資割合)	950,000 千円 ( 37.7 %)
施設の内容	<p>(1階部分) テクノホール(定員200名)、ビジネスサポートオフィス、スタートアップ支援オフィス、交流サロン、(財)えひめ産業振興財団事務室、(社)発明協会愛媛県支部事務室、レストラン等</p> <p>(2階部分) 共同研究室(5室)、インキュベート・ルーム(1室)、創業準備室(6ブース)、特許公報閲覧室、研修室(定員55名)、OA研修室(定員21名)、特別会議室(定員26名)、第二特別会議室(定員7名)、会議室(定員60名)、小会議室(定員20名)等</p> <p>(3階部分) インキュベート・ルーム(19室)、貸倉庫等</p> <p>(屋外部分) 第一駐車場(乗用車64台(大型バス3台を含む))、第二駐車場(乗用車40台)、臨時駐車場、駐輪場、車庫</p> <p>施設の敷地面積 10,215.13 m<sup>2</sup> (延床面積) 5,915.09 m<sup>2</sup></p> <p>規模・構造等 [ 構造 ] 鉄筋コンクリート造3階建て</p> <p>入居する機関・団体名 (財)えひめ産業振興財団、(社)発明協会愛媛県支部、共同研究室及びインキュベート・ルーム入居者(14社)、創業準備室入居者(6名)</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月1日時点</p>		

## 2. 施設設置の経緯等

施設設置の経緯	<p>昭和63年2月に策定された「高度技術に立脚した工業開発に関する計画(愛媛テクノポリス開発計画)」において、新材料・ファインケミカル、エレクトロニクス・メカトロニクス、バイオテクノロジー、情報関連を中心として、地域企業の新たな展開を促進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発機能の強化</li> <li>人材の育成・活用</li> <li>技術交流の促進</li> <li>助成制度の拡充</li> </ul> <p>を図り、技術高度化のための環境整備を進め、技術高度化の中核施設としてテクノプラザ愛媛を整備することが計画された。</p> <p>このため、同年6月に同施設の建設に関する検討を行うため、外部有識者等で構成するテクノプラザ愛媛建設検討委員会が設置され検討が行われた結果、同年11月に愛媛テクノポリスのシンボル施設として早期に建設するよう求める旨の報告がされた。</p> <p>これを受け、平成元年度当初予算で「テクノプラザ愛媛建設事業費」として意匠設計費・基本実施設計費等が計上され、施設整備に着手。平成2年12月に完成し、平成3年4月にオープンした。</p>		
根拠法令等 又は関連する 計画・構想等	<p>高度技術工業集積地域開発促進法(テクノポリス法) 平成10年12月18日廃止</p> <p>高度技術に立脚した工業開発に関する計画(愛媛テクノポリス開発第1期計画)</p>		
施設設置に係る 総事業費	2,819,094 千円		

### 3. 施設の目的及び効果等

<p>施設設置の目的等 (手段と意図)</p>	<p><u>手段(どうすることにより・何を提供することにより)</u></p> <p>テクノプラザ愛媛は、企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るため、各種の情報提供を行うとともに、研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設等を提供することを目的に設置されている。</p> <p>この目的を達成するため、          企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るために必要な各種の情報の提供          研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設(インキュベート・ルーム、創業準備室、テクノホール等)の提供          を行う。</p> <p><u>意図(どのような状態にしたいのか)</u></p> <p>テクノプラザ愛媛の設置目的である「企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及」を達成するためにも、高度な技術力を有する立ち上がり期の企業等、新たな事業分野や研究開発に取り組む企業等に積極的に利用してもらう必要がある。          このため、これらに必要な各種の情報提供を行うほか、インキュベート・ルームの入居率が向上するような運営に取り組む。</p>
<p>施設設置の効果</p>	<p>平成3年4月のオープンから平成21年2月末までにインキュベート・ルームを利用した企業は84社で、うち69社が期間満了等により退去済みである。退去した企業の現状については、昨年10月に実施した調査によれば58企業が事業継続中と見られ、その後退去した1社(事業継続中)も加えると59社(85.5%)が事業を継続していると思われる。</p> <p>また、創業準備室を利用した個人は82人で、うち75人が法人化の準備完了等により退去済みであり、退去した者のうち40人(53.3%)が法人化しており、どちらも良好な結果であると考え。</p> <p>これは個人・企業自身の努力によるところが大きいものの、テクノプラザ愛媛への入居によって、入居した個人・企業が、財団法人えひめ産業振興財団や隣接する愛媛県産業技術研究所の支援等を受けることによって、事業を着実に進めることが出来たことも寄与していると考え。</p>

### 4. 施設を取り巻く環境の変化

<p>施設設置当初と比べた環境の変化</p>	<p>施設の設置が計画された昭和63年当時、当県では、先端技術分野の企業立地、研究開発型企業の成長、高速交通体系の整備の進展といった将来の飛躍に向かった条件が整ってきていたところであり、また、総人口も最高であった昭和31年当時の水準にまで回復し、定住化も進みつつあったが、現在、世界的な不況による景気の急速な減速、少子高齢化による人口の減少と厳しい状況に直面している。</p>
<p>今後予想される環境変化</p>	<p>世界的な不況によって景気は急速に減速しており、各企業は人員削減や事業見直しなどの厳しい運営の見直しを迫られているが、景気の早期回復の兆候は見られない状況である。</p> <p>また、高度な技術力を有する立ち上がり期の企業等にとっても、その多くは経営基盤が安定していない段階と考えられることから、不況によって、その技術力を活かさないまま事業が行き詰る恐れが高まる懸念される。</p> <p>このような状況下、地域活性化の起爆剤となり得る、企業の技術の高度化及び新たな事業の創出に対する支援等は、一層重要になると考えられ、テクノプラザ愛媛が担う役割・期待は、ますます大きくなっていくと考えられる。</p>

## 5. 施設の利用状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	参考事項
利用者数の推移 (人)	29,575	33,643	30,648	31,321	38,583	20年度見込みは1月末までの実績を基に試算。 21年度見込みは指定管理者の収支計画で示されている利用時間を基に19年度実績を参考に試算。
利用料金収入の推移 (千円)	24,704	24,974	25,986	19,258	25,424	20年度見込みは1月末までの実績を基に試算。 21年度見込みは指定管理者の収支計画による。
施設内容ごとの利用率 (19年度実績ベース)	施設の内容		年間利用率等		左記利用率等の算出方法等	
	共同研究室、インキュベート・ルーム		82.33%		入居者数(延べ) ÷ 部屋数(延べ) 247社 ÷ (25室 × 12月)	
	創業準備室		30.36%		入居者数(延べ) ÷ 部屋数(延べ) 51人 ÷ (14室 × 12月)	
	テクノホール		102件	12,262人	年間利用者数	
	会議室(特別会議室、第2特別会議室、一般会議室、小会議室)		529件	11,597人	年間利用者数	
	研修室、OA研修室		241件	6,789人	年間利用者数	
利用の傾向等	「施設の設置目的に対する実際の利用状況」の視点					
	入居施設(共同研究室、インキュベート・ルーム、創業準備室)					
		目的内	目的外			
	割合	約 100.0 %	約 0 %			
	貸館施設(テクノホール、各会議室、研修室、OA研修室)					
	目的内	目的外				
割合	約 86.9 %	約 13.1 %				
入居施設は、設置目的に沿った企業等の入居のみとなっているため、目的外の利用はない。 貸館施設は、利用目的を限定していないものの、施設の性質上、872件のうち758件(86.9%)は設置目的に沿った利用となっている。						
「特定の地域や団体等への偏りの有無」の視点						
入居施設(共同研究室、インキュベート・ルーム、創業準備室)						
	県内			県外		
	東予	中予	南予			
割合	約 3.0 %	約 97.0 %	約 0 %	約 0 %		
貸館施設(テクノホール、各会議室、研修室、OA研修室)						
	県内			県外		
	東予	中予	南予			
割合	約 5.4 %	約 77.3 %	約 0.9 %	約 16.4 %		
入居施設は289件(97%)、貸館施設は674件(77.3%)を中予の利用者が占めていることから、利用傾向としては中予が中心であると判断される。 また、貸館施設では県外利用が143件(16.4%)も占めていることから、県外企業が当施設を積極的に利用していると判断される。						

## 6. 行政サービス水準の確認

他県(中四国各県)における同種又は類似の施設設置状況	県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	高知
	県立の同種又は類似施設の有無	有	有	有	有	有	有	有	有
	(有の場合) 施設名	鳥取県産業技術センター	島根県立産業高度化支援センター(テクノアークしまね)	岡山市サーチパーク インキュベーションセンター-ORIC	ベンチャービレッジひろしま	新事業創造支援センター	起業家支援施設(明日葉工場)、産業技術共同研究センター-研究室	ネクスト香川 FROM香川	高知県企業化支援センター
	管理運営体制(直営・指定管理)	直営	指定管理	指定管理	直営	直営	直営	指定管理	直営
参考事項									
県内の類似・代替施設等の設置等の状況	県立施設等	市町立施設等				民間施設等			
	<p>東予産業創造センター 【管理・運営】 (財)東予産業創造センター 【主な設備機能】 入居部屋数:11室 テクノホール、交流サロン、会議室、相談室、試験室等 【入居対象】 下記4分野の研究開発・新分野進出に取り組む企業等 新材料・ファインケミカル産業 エレクトロニクス・メカロニクス産業 バイオテクノロジー-関連産業 情報関連産業</p> <p>今治地域地場産業振興センター 【管理・運営】 (財)今治地域地場産業振興センター 【主な設備機能】 入居部屋数:6室 展示ホール、ビジネス・交流サロン、会議室等 【入居対象】 下記の個人・法人等 産業資源を活用し事業化に取り組む者 新事業分野進出又は研究開発に取り組もうとする者 入居者を支援する者</p>					<p>BizPort(ビズポート) 【管理・運営】 特定非営利活動法人ベンチャー・アライアンス協会 【主な設備機能】 入居部屋数:44室 会議室、OAフロアー 【入居対象】 下記5分野の個人・法人・任意団体・グループ等 情報サービス 広告・デザイン 環境・バイオ等先端技術開発 起業支援・地域産業の経済活性化支援 その他</p> <p>西条市産業情報支援センター 【管理・運営】 (株)西条産業情報支援センター 【主な設備機能】 入居部屋数:16室 SOHO支援室(10区画)、交流サロン、会議室、情報研修室等 【入居対象】 下記の個人・法人等 産業資源を活用し事業化に取り組む者 新事業創出又は新分野進出に取り組む者 新製品・新技術の研究開発と事業化に積極的な者 入居者を支援する者 センターを支援する者</p>			
上記内容を踏まえた上で現在の行政サービス水準に関する考察	<p>中四国の全県で、研究開発企業等を対象としたインキュベーター施設を有し、その育成に注力していることから、当県のサービス水準は適正なものであると考える。</p> <p>また、世界的な不況によって景気が急速に減速するなか、新事業の創出や既存企業の新規事業展開は地域活性化の起爆剤となり得るものであることから、これに対する支援は維持すべきと考える。</p> <p>なお、県内にインキュベーター・ルームを有する施設が複数存在していることに関しては、1施設で県内全ての需要を賄うことは出来ないほか、1つの地域に機能を集中させることは他の地域の活力低下につながる懸念があることから、現状で問題ないと考えます。</p>								

## 7. 施設の運営コスト

区分	施設の管理運営に要した経費 合計		左記の積算	
(施設設置～) H16まで	約	2,169,776 千円	(平均的な 年間経費)	約 154,984 千円 × (経過 年数) 14 年
年度	委託料(千円)	その他、施設の管理運営に要する費用		
		合計金額(千円)	左記の内訳及び項目ごとの金額(千円)	
H17 (予算額)	87,682	12,660	火災共済分担金、産業情報総合ネットワーク管理運営委託料	
H18 (協定額)	73,803	11,424	火災共済分担金、産業情報総合ネットワーク管理運営委託料	
H19 (協定額)	70,959	12,170	火災共済分担金、産業情報総合ネットワーク管理運営委託料	
H20 (協定額)	68,350	11,359	火災共済分担金、産業情報総合ネットワーク管理運営委託料	

## 8. 施設が廃止された場合(「県立」でなくなった場合)を含む)の県民生活への影響

施設が廃止された場合の県民生活への影響としては、テクノプラザ愛媛が実施している企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する各種情報や施設の提供がなくなることにより、県内の新産業の創出に向けた研究開発、新技術・新製品の開発が停滞し、地域経済の不活性化につながる懸念がある。

また、県立でなくなった場合の影響としては、

(地元の松山市に移譲した場合)

管理運営を同市の責任で行うこととなるため、その他の市町の個人・企業が利用しにくくなる。

(民間に移譲した場合)

収支の安定を図るため、利用料の値上げや入居基準の緩和などによって、単なる貸しオフィスとなる。

恐れがある。

## 9. 施設の見直しに当たっての課題等

施設の見直しに当たっての課題等としては、以下の点がある。

(1) 国民保護法に係る避難施設としての指定解除

施設を廃止する場合、当該施設は国民保護法第148条の規定に基づく避難施設として指定されているため、指定の解除が必要。

(2) 入居企業の移転に対する支援

施設を廃止する場合、現在、入居企業が取り組んでいる研究開発等に支障が生じないよう、十分な準備期間を設けるほか、研究開発等が継続できる移転先の確保等に対する支援が必要。

(3) 財団法人えひめ産業振興財団の移転に対する支援

施設を廃止する場合、現在、同財団が実施している県内中小企業等に対するビジネスサポートオフィスの運営・相談支援など中小企業支援法第7条に基づく指定法人(県中小企業支援センター)として行う業務

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第26条第1項の規定に基づく中核的支援機関として行う業務

に支障が生じないよう、十分な準備期間を設けるほか、これらの業務が継続できる移転先の確保等に対する支援が必要。

(4) 社団法人発明協会愛媛県支部の移転に対する支援

施設を廃止する場合、現在、同協会が実施している特許庁長官から認定された知的所有権センターとして行う特許公報閲覧室の運営業務に支障が生じないよう、十分な準備期間を設けるほか、これらの業務が継続できる移転先の確保等に対する支援が必要。